

大陸命第千三百八十七號

命令

一聯合軍ハ八月二十六日以降本土ニ進駐ヲ開

始ス

大本營ノ企圖ハ八月十四日詔書ノ精神ノ貫

徹ヲ圖リ進駐スル聯合軍トノ紛争ノ生起ヲ

絶對ニ防止シ且帝國ノ信義ヲ中外ニ宣明

陸軍

スルニ在リ

第一總軍司令官、第二總軍司令官、航空總軍

司令官、及參謀總長ハ各級指揮官ヲシテ部

隊ノ掌握ヲ確實ニシ且左記第一號ノ地域ニ在

リテハ八月二十五日十二時迄ニ左記第二號ノ地域ニ

在リテハ八月三十日十二時迄ニ夫々當該地域内

ニ在ル隸下指揮下部隊ヲ夫々作戰地域内他地

東京・五山房

區ニ轉進セシムヘシ

但シ所要ノ部隊及一部兵カラ殘置マルコトヲ得

左記

天津町—千葉市—多摩川口—多摩川

—高線多摩川鐵橋—上野原—大月—御殿

場—大仁—石室崎—式根島—新島(各)

含ハテヲ連ヌル線内ノ地域(自今東部用地域ト呼稱)

陸軍

ス)

ス、串木野—加治木—米吉—油津(各倉)

ヲ連ヌル線以南ノ薩摩及大隅半島(自今西部

甲地域ト呼稱ス)

三、第一總軍司令官、第二總軍司令官、航空總軍司

令官及參謀總長ハ轉進スル部隊ノ部隊裝備

ヲ現地ニ殘置スルコトヲ得

薩 軍

四自今銚子―潮來―石岡―古河―熊谷

―秩父―六月―沼津―伊豆半島西岸

―式根島―新島―房總半島東岸(各含こら

連又ル線内ノ地域ヲ東部ニ地域ト呼稱ス

五細項ニ關シテハ參謀總長ヲシテ指示セシム

昭和三十年八月二十日

奉勅傳宣 參謀總長 梅津美治郎

參謀總長

梅津美治郎殿

第一總軍司令官

杉山元殿

第二總軍司令官

畑俊六殿

航空總軍司令官

河邊正三殿

東京・丸の内

大陸命第十三百八十五號

命令

一、別ニ示ス時機以降第一總軍司令官、第二總軍
司令官、關東軍總司令官、支那派遣軍總司令
官、南方軍總司令官、航空總軍司令官、第五方面
軍司令官、第八方面軍司令官、第十方面軍司令
官、第三十一軍司令官、小笠原文團長及參

陸軍

謀總長ニ與ヘタル作戰任務ヲ解ク

ニ前項各司令官ハ同時機以降一切ノ武力行使

ヲ停止スヘシ

ニ詔書頒發以後敵軍ノ勢力下ニ入リタル帝國

陸軍軍人軍屬ヲ俘虜ト認メス

速ニ隸下末端ニ至ル迄輕舉ヲ戒メ皇國將

來ノ興隆ヲ念シ隱忍自重スヘキ旨ヲ徹底

東京・丸山清

セシムヘシ

昭和二十年八月十八日

奉勅傳宣

參謀總長 梅津美治郎

參謀總長

梅津美治郎 殿

第一總軍司令官

杉山 元 殿

第二總軍司令官

畑 俊 六 殿

南方軍總司令官伯耆

寺内 壽一 殿

陸軍

支那派遣軍總司令官

岡村寧次殿

關東軍總司令官

山田乙三殿

第五方面軍司令官

樋口季一郎殿

第八方面軍司令官

今村均殿

第十方面軍司令官

安藤利吉殿

航空總軍司令官

河邊正三殿

第三十軍司令官

麦倉俊三郎殿

東京・皇居

小笠原兵團長 立花 芳 殿

陸軍大臣 綾 彦 王 殿 下

教育總監 土肥原 賢 二 殿

陸軍

東京・丸の内

大陸命第千三百八十號

命令

一、大本營ノ企圖スル所ハ八月十四日詔書ノ主旨ヲ
完遂スルニ在リ

ニ、各軍ハ別ニ命令スル迄各々現任務ヲ續行スヘシ
但シ積極進攻作戰ヲ中止スヘシ

又軍紀ヲ振肅シ團結ヲ鞏固ニシテ一途ノ行動ニ

陸軍

本ヲ且内地、朝鮮、樺太及臺灣ニ在リテハ治安
ノ動搖防止ニ努ムヘシ

昭和二十年八月十五日

奉勅傳宣 參謀總長 梅津美治郎

參謀總長 梅津美治郎殿

第一總軍司令官 杉山 元 殿

第二總軍司令官 畑 俊六 殿

東京・小川

南方軍總司令官伯爵

寺内壽一殿

關東軍總司令官

山田乙三殿

支那派遣軍總司令官

岡村寧次殿

航空總軍司令官

河邊正三殿

第五方面軍司令官

樋口季一郎殿

第八方面軍司令官

今村均殿

第十方面軍司令官

安藤利吉殿

陸軍

第三軍司令官

表倉俊三郎殿

小笠原兵團長

立花芳夫殿

原書・九四第

大陸命第千三百八十二號

命令

一第一總軍司令官、第二總軍司令官、關東軍總司令官、

支那派遣軍總司令官、南方軍總司令官、航空總軍司令

官、第五方面軍司令官、第八方面軍司令官、第十方

面軍司令官、第三十一軍司令官、小笠原兵團長

及參謀總長ハ即時戰鬥行動ヲ停止スヘシ

陸軍

但シ停戦交渉成立ニ至ル間敵ノ來攻ニオリテハ
止ムヲ得サル自衛ノ爲メ戦闘行動ハ之ヲ妨ケス

諸部隊ハ宿營、給養等ノ便ヲ顧慮シ適宜地域

ニ集結シ爾後ノ行動ヲ準備スルコトヲ得

ニ前項各軍司令官ハ戦闘行動ヲ停止セハ其日時ヲ

速ニ報告スヘシ

ニ細項ニ關シテハ參謀總長ヲシテ指示セシム

昭和三十年八月十六日

奉勅傳宣

參謀總長

梅津美治郎

參謀總長

梅津美治郎殿

第一總軍司令官

杉山

元殿

第二總軍司令官

畑

俊六殿

關東軍總司令官

山田乙三殿

支那派遣軍總司令官

岡村寧次殿

陸軍

南軍總司令官 伯耆 寺内 壽一 殿

航空總軍司令官 河邊 正三 殿

第五方面軍司令官 樋口 季一 郎 殿

第八方面軍司令官 今村 均 殿

第十方面軍司令官 安藤 利吉 殿

第三十軍司令官 麦倉 俊三 郎 殿

小笠原兵團長 立花 芳夫 殿

原簿・九日録

大陸指第二千五百四十九號

指

示

大陸命第十三百八十七號ニ基キ左ノ如ク指示ス

一 轉進ノ爲メ機動開始ハ八月三日十二時以降實施スル

モノトス

但シ轉進準備ノ爲メ部隊ノ集結等ハ同時以前ニ

實施スルコトヲ得

陸

軍

ニ轉進セシムル部隊ハ成ルヘク爾後ノ復員(復歸)ニ便ナル

地域ニ集結セシムルモノトス

ニ現地ニ殘留セシムル兵力ハ概テ左記ヲ基準トシ特ニ其

指揮官ノ入選ヲ嚴シ且全員武裝ヲ解クモノトス

但シ帶刀(劍)スルモノトス

左記

軍司令部及之ニ準スル司令部

聯隊區司令部

停車場司令部

陸軍病院

殘置軍需品監守ノ為ノ兵力

所要ノ通信及輸送部隊

四東部甲地域内離島ニ在ル部隊ニシテ所定時刻迄ニ轉進

ヲ終リ得サル部隊ハ現在地ニ於テ自主的ニ全員武装ヲ解

陸軍

且其確實ナル監守ノ處置ヲ講スルモノトス

但シ帶刀(劍)スルモノトス

五 轉進スル部隊ノ火炮其他携行困難ナル兵器ハ爲シ得ル

限リ集結シテ現地ニ殘置シ確實ナル監守ノ處置ヲ講

スルモノトス

六 轉進スル部隊ノ患者ハ成リハク速ニ最寄陸軍病院ニ轉

送スルモノトス

東京・五山館

陸軍

七 轉進部隊ハ轉進ニ方リテハ宿營、給養ニ必要ナル軍需

品ハ勅メテ全量ヲ携行スルモノトシ、殘置軍需品ハ特ニ示ス

モノノ外、燒却又ハ毀損セサルモノトス

八 殘置軍需品ノ品目、員數、位置ハ之ヲ明瞭ナラシメ成ルヘク

速ニ報告スルモノトス

九 東部ニ地域及西部甲地域ニ殘置スル海岸砲、高射砲及其

他ノ火砲（固定及可動ノモノヲ含ム）ハ八月二十五日十二時迄ニ其口

ケ置クモノトス

徑ノ如何シ問ハス閉鎖機ヲ除去シ且砲身ヲ最底俯角ニ下

十第總軍司令官第三總軍司令官ハ特ニ轉進部隊ノ團結

掌握ヲ嚴シ混亂並不測ノ事態ノ生起ヲ絶無ブラシムル

ト共ニ在民ノ動搖混亂ノ防止ニ努カサルモノトス

昭和二十年八月二十日

參謀總長

梅津美治郎

東京・九四路

第一總軍司令官 杉山 元 殿

第二總軍司令官 畑 俊六 殿

航空總軍司令官 河邊 正三 殿

陸軍

表紙の
目録

大陸命第十三百八十四號
大海令第五十號

命令

陸軍中將河邊虎四郎ハ聯合軍最高指揮官ニ對シ
帝國陸海軍ノ配置ニ關スル情報ヲ提供シ且帝國陸海軍ニ
對スル正式ノ要求ヲ受領スル目的ヲ以テ聯合軍最高指揮
官ノ指定スル地點ニ出張スヘシ

昭和三年八月十八日

陸

軍

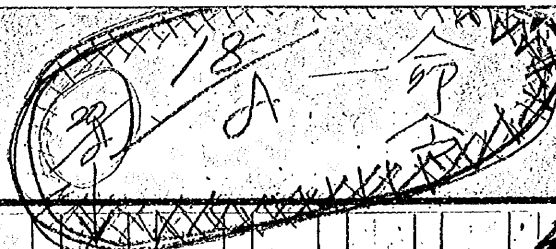
奉勅傳宣

參謀總長 梅津美治郎

軍令部總長 豊田副武

陸軍中將 河邊虎四郎殿

原案・五月稿



終戦の際連合軍より命令受領。為ニラハ出度者

河田虎吉郎、隨員

各等

職

陸 海軍

湯川盛夫

外務書記官 吉三

陸

湯川盛夫

外務書記官 吉三

陸

玉野正一

大書院掌書 孝三

山下新

大書院掌書 孝三

松田正敏

陸軍少佐 三浦隆

南 清志

大書院掌書 孝三

高倉政雄

同右

大竹少将

大竹直昭

陸軍少将

竹内少将

竹内春海

陸軍

陸軍

陸
軍

極秘

大陸參命特第一號

命令

一予ハ大命ニ基キ昭和二十年九月一日

政府大本營布告一般命令中陸

軍ニ關スル事項ノ迅速整齊タル實

行ヲ企圖ス

二内地鐵道司令官船舶司令官大本營陸軍通信隊司令官陸軍大學校長及大本營諸機關長ハ既ニ實施セルモノヲ除キ左ニ基キ夫々其關係事項ヲ實施スヘシ

(一)敵對行爲ヲ直ニ終止シ武装ヲ

解除シ且現態勢ノ變換ヲ停止
ス
但シ武装解除ニ關シテハ將校ノ
帶カハ之ヲ保持スルモノトシ憲
兵隊其他治安確保ニ任スヘキ部
隊ニシテ別段ノ指示規定等ナ

休下
 ルモノノ處理ニ關シテハ該指示規
 定等ニ據ル又敵對行爲ノ終止ニ
 關シテハ武裝解除武器及裝備
 等ノ交付、監守、保管、處理、障
 碍物ノ除去、武裝解除後ニ於ケ
 ル軍人、軍屬ノ復員、給養、衛生

治安ノ確保提供スヘキ情報ノ收
集其他本命令實施ノ爲必要
トスル通信連絡、航空輸送等
其他敵對行爲ニ非サル一切ノ行
動ハ別ニ示ス時機迄依然續行
スルモノトス

- (二) 各部隊ノ兵器及裝備其他軍需品等ノ處理、引渡等ニ付テハ陸軍大臣ノ定ムルトコロニ依ル
- (三) 陸上、海上及空中ノ行動ニ對スル障礙物ハ之ヲ除去ス
- 但シ其實施ニ關シテハ別ニ指

示ス

(四) 左記諸件ハ毀損焼却ヲ禁止シ

現狀ノ儘且良好ナル状態ニ於テ

確實ニ之ヲ監守保管スルモノトシ

之カ爾後處理ニ關シテハ別ニ指示

ス

不軍需品

陸上海上及空中輸送施設、通信
施設

軍事施設（飛行場對空防備、
港灣基地、物資貯藏所常設
及假設、陸上及沿岸防備要塞

其他ノ防備地域等)及之ニ附隨ス
ル建造物

右ニ關スル設計並圖面

工場製造場工作場研究所實

驗所試驗所技術上ノ要目(テ

ト)特許設計圖面發明(テ

ハ戦争用具並軍事機關又ハ準
軍事機關カ現ニ使用シ又ハ使用
セントスル他ノ資材及資産ヲ製造
スル爲又ハ此等ノ製造若クハ使用
ヲ容易ナラシムル爲計畫セラレ
又ハ之ニ充當セラレタルモノノ範圍

トス)

(五) 一切ノ兵器、彈藥及戰爭用具製
造並分配ヲ直ニ終止ス

(六) 聯合軍ノ占領又ハ進駐ヲ援助ス

(七) 俘虜及抑留者ノ處理ニ關シテ

ハ陸軍大臣及俘虜管理部長ノ

通牒指示ニ據ルモノトス

以關係指揮官ハ命令ノ實行ニ關
シ逐次參謀總長ニ報告ヨリ通報ス
ルト共ニ一切措置終了セハ速ニ高
地ニ處理要報ヲ參謀總長ニ提出ス
ルモノトス

三大陸命特第一號第二項實施為

第一總軍司令官第二總軍司令官

航空總軍司令官第五第十方面

軍司令官以下各指揮官上稱呼ス所轄地域所

轄部隊別紙ノ如シ

四内地鐵道司令官船舶司令官大

本營陸軍通信隊司令官陸軍大

學校長航空總軍司令官前項ニ基キ第二

項實施ニ關シ夫々第一總軍司令官第二總

軍司令官第五方面軍司令官區處ヲ受クシ

但シ大本營直轄通信網並大本營

陸軍通信隊擔任通信網ニ據ル通

信連絡ハ大本營陸軍通信隊司令
 官之ヲ指揮スルモノトシ必要ナル器
 材施設ハ之ヲ存置スルモノトス
 又大本營諸機關ノ第二項實施
 ノ細部ニ關シテハ別ニ示ス
 五各指揮官ハ前諸項實施ノ爲關

係海軍指揮官ト密ニ協同スルモノ

ト又

昭和二十年九月二日

參謀總長梅津美治郎

第一總軍司令官杉山元殿

第二總軍司令官畑俊六殿

航空總軍司令官河邊正三殿
第五方面軍司令官樋口季一郎殿
第十方面軍司令官安藤利吉殿
内地鐵道司令官三原修三殿
船舶司令官佐伯文郎殿
本營陸軍通信隊司令官佐々木少直殿

陸軍大學校長 恒憲王殿下
兵站總監 若松只一殿
總務課長 柿原主計殿
第一部長 宮崎周一殿
第二部長 有末精三殿
第三部長 磯谷伍郎殿

第四部長 吉積正雄殿
大營管理部長 前田 滋殿

所轄地域所轄部隊表

所轄地域	各地指揮官	所轄部隊
中部地方含以東ノ 本州(第一總軍所 戰地域)	第一總軍司令官	上記地域ニ於ケル第一總軍司令官 官隸下指揮下部隊及所轄地域内ニ於 ケル内地鐵道司令官船舶司令官大本營 陸軍通信隊司令官隸指揮下部隊及陸 軍大學校
近畿含以西本州四 國九州與論島含々 並々南西諸島	第二總軍司令官	上記地域ニ於ケル第二總軍司令官隸 下指揮下部隊及所轄地域内ニ於ケル内地鐵 道司令官船舶司令官大本營陸軍通信隊司 令官隸下指揮下部隊
南西諸島(他欄掲 載地域ヲ除ク)	第十方面軍司令官	上記地域ニ於ケル第十方面軍司令官隸下 指揮下部隊
本州四國九州	航空總軍司令官	上記地域ニ於ケル航空總軍司令官隸下 指揮下部隊
北海道(千島除ク)	第五方面軍司令官	上記地域ニ於ケル第五方面軍司令官隸下 指揮下部隊及所轄地域内ニ於ケル内地鐵道 司令官船舶司令官大本營陸軍通信隊司令官隸 指揮下部隊及同地域内ニ於ケル隸下指揮下外航小部隊

備

- 一 本表ニ於テ北緯三十度以南ノ南西諸島ニ關係スル聯合國指揮官ハ合衆國陸軍司令官トス
- 二 各指揮官ハ本命令實施ニ關シ本表所轄部隊中其隸下指揮下外部隊ニ對シテ命令
第四項ヨリ之ヲ區別スルモノトス
- 前項ニ據リ區處セラルル部隊ノ本屬長官ハ該部隊ニ關係マル事項ニ關シ夫各地指
揮官ニ協力スルモノトス

考

- 三 本表所轄部隊中部隊トアルハ部隊ヲ成サシメ人員ヲ含クモノトス
- 四 本表隸下部隊トアルハ現ニ他ノ指揮下ニ在ルモノヲ除ク 又凡テ指揮下部隊トアル
ハ從前ノ命令ニ據リ指揮下ニ在ル部隊ヲ含クモノトス

昭和二十年九月二日

朕ハ... 朕ハ於テ... シ帝國... 文書ニ... ニ對シ... シ敵對... 帝國政... 命ス

御

官報號外

日曜日

- 内閣總理大臣 近衛 文麿
國務大臣 陸軍大臣 杉山 元
海軍大臣 米内 光政
外務大臣 重光 葵
司法大臣 小島 山直登
農林大臣 津島 壽一
陸務大臣 岩田 宙造
商工大臣 千石 興太郎
內務大臣 緒方 竹虎
厚生大臣 山崎 巖
文部大臣 中島 知久平
陸軍大臣 前田 多門
海軍大臣 小畑 憲三
陸軍大臣 下村 定

布告

政府及大本營布告左ノ如シ
降伏文書
下名ハ茲ニ合衆國、中華民國及「ソヴェット」...

- 千九百四十五年九月二日午前九時四分日本國東京灣上ニ於テ署名ス
大日本帝國天皇陛下及日本政府ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ
重光 葵
日本帝國大本營ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ
梅津美治郎
千九百四十五年九月二日午前九時八分東京灣上ニ於テ合衆國、中華民國、聯合王國及「ソヴェット」...

官報

昭和二十年九月二日

詔書

朕ハ昭和二十年七月二十日、米英支各國政府ノ首班カポツダムニ於テ、後三條聯邦ヲ參加シタル宣言ノ掲ケル諸條項ヲ受諾シ帝國政府及大本營ニ對シ聯合國最高司令官カ提示シタル降伏文書ニ朕ニ對シテ署名シ且聯合國最高司令官ノ指示ニ基キ陸海軍ニ對スル一般命令ヲ發スヘキコトヲ命シタリ朕ハ朕カ臣民ニ對シ敵對行為ヲ廢止ス武器ヲ措キ且降伏文書ノ一切ノ條項竝ニ帝國政府及大本營ノ發スル一般命令ヲ誠實ニ履行セムコトヲ命ス

御名

- | | |
|--------|--------|
| 內閣總理大臣 | 近衛 文麿 |
| 國務大臣 | 米内 光政 |
| 海軍大臣 | 重光 葵 |
| 外務大臣 | 小島 直登 |
| 運輸大臣 | 津島 一 |
| 大藏大臣 | 岩田 宙造 |
| 司法大臣 | 千石 與太郎 |
| 農林大臣 | 緒方 竹虎 |
| 國務大臣 | 山崎 巖 |
| 內務大臣 | 中島 知久平 |
| 商工大臣 | 松村 謙三 |
| 厚生大臣 | 前田 多門 |
| 文部大臣 | 小畑 敏四郎 |
| 陸軍大臣 | 下村 定 |

布告

政府及大本營布告ノ如シ
降伏文書
下名ハ茲ニ合衆國、中華民國及「ソヴェト」社會主義共和國聯邦ガ參加シタル宣言ノ條項ヲ日本帝國政府及日本帝國大本營ノ命令ニ依リ且之ニ代リ受諾ス右四國ハ以下之ノ聯合國ニ歸ス
下名ハ茲ニ日本帝國大本營ニ對シ何レノ位置ニ在リト問ハズ一切ノ日本國軍隊及日本國ノ支配下ニ在リ一切ノ軍隊ノ聯合ニ對シ無條件降伏ヲ布告ス
下名ハ茲ニ一切ノ船舶、航空機、軍用及非軍用財産ヲ保存シ之カ毀損ヲ防止スルコト及聯合國最高司令官ハ其ノ指示ニ基キ日本帝國政府ノ諸機關ノ課スベキ一切ノ要求ニ應ズルコトヲ命ズ
下名ハ茲ニ日本帝國大本營カ何レノ位置ニ在リト問ハズ一切ノ日本國軍隊及日本國ノ支配下ニ在リ一切ノ軍隊ノ指揮官ニ對シ自身及其ノ支配下ニ在リ一切ノ軍隊カ無條件ニ降伏スベキ旨ノ命令ヲ直ニ發スルコトヲ命ズ
下名ハ茲ニ一切ノ官廳、陸軍及海軍ノ職員ニ對シ聯合國最高司令官カ本降伏文書ニ爲適當ナリト認めテ自ラ發シ又ハ其ノ委任ニ基キ發シシムル一切ノ布告、命令及指示ヲ遵守シ且之ヲ履行スルコトヲ命ジ且右職員カ聯合國最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレタル限リ各自ノ地位ニ留リ且引續キ各自ノ非關聯的任務ヲ行フコトヲ命ズ
下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ條項ヲ誠實ニ履行スルコト、就ニ右宣言ヲ實施スル爲聯合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者カ要求スルコト、且命令ヲ發シ且斯レ一切ノ措置ヲ爲スルコトヲ天皇、日本帝國政府及日本帝國大本營ニ對シ現ニ日本國ノ支配下ニ在リ一切ノ聯合國俘虜及被擄者ヲ直ニ解放スルコト、就ニ其ノ保護ヲ擔當シ且之ヲ監視シ、即時發送ノ爲ノ措置ヲ執ルコトヲ命ズ
天皇及日本帝國政府ノ國家統治ノ權限ハ本降伏條項ヲ實施スル爲適當ト認め且之ヲ執行シ且聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カレモトス

- 千九百四十五年九月二日午前九時四分日本國東京海上ニ於テ署名ス
大日本帝國天皇陛下及日本國政府ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ
重光 葵
日本帝國大本營ノ命ニ依リ且其ノ名ニ於テ
梅津 美治郎
- | | | |
|-----------------|-----|----------------|
| 合衆國 | 代表者 | ダグラス、マッカーサー |
| 中華民國 | 代表者 | 薛 永 昌 |
| 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦 | 代表者 | クルヂコフ、レウニヤノフ |
| 「ソヴェト」社會主義共和國聯邦 | 代表者 | アイ、ユ、アレクシ |
| 「カナダ」代表者 | 代表者 | エル、マ、クレク |
| 「ソ連」代表者 | 代表者 | ジョ、ル、ハ、ル、ソ、リ、ヒ |
| 「オランダ」代表者 | 代表者 | ニ、ス、エ、ム、イ、シ、ト |

官報號外
日曜日

一、(一) 聯合司令部... (二) 聯合司令部... (三) 聯合司令部... (四) 聯合司令部... (五) 聯合司令部... (六) 聯合司令部... (七) 聯合司令部... (八) 聯合司令部... (九) 聯合司令部... (十) 聯合司令部... (十一) 聯合司令部... (十二) 聯合司令部... (十三) 聯合司令部... (十四) 聯合司令部... (十五) 聯合司令部... (十六) 聯合司令部... (十七) 聯合司令部... (十八) 聯合司令部... (十九) 聯合司令部... (二十) 聯合司令部... (二十一) 聯合司令部... (二十二) 聯合司令部... (二十三) 聯合司令部... (二十四) 聯合司令部... (二十五) 聯合司令部... (二十六) 聯合司令部... (二十七) 聯合司令部... (二十八) 聯合司令部... (二十九) 聯合司令部... (三十) 聯合司令部... (三十一) 聯合司令部... (三十二) 聯合司令部... (三十三) 聯合司令部... (三十四) 聯合司令部... (三十五) 聯合司令部... (三十六) 聯合司令部... (三十七) 聯合司令部... (三十八) 聯合司令部... (三十九) 聯合司令部... (四十) 聯合司令部... (四十一) 聯合司令部... (四十二) 聯合司令部... (四十三) 聯合司令部... (四十四) 聯合司令部... (四十五) 聯合司令部... (四十六) 聯合司令部... (四十七) 聯合司令部... (四十八) 聯合司令部... (四十九) 聯合司令部... (五十) 聯合司令部... (五十一) 聯合司令部... (五十二) 聯合司令部... (五十三) 聯合司令部... (五十四) 聯合司令部... (五十五) 聯合司令部... (五十六) 聯合司令部... (五十七) 聯合司令部... (五十八) 聯合司令部... (五十九) 聯合司令部... (六十) 聯合司令部... (六十一) 聯合司令部... (六十二) 聯合司令部... (六十三) 聯合司令部... (六十四) 聯合司令部... (六十五) 聯合司令部... (六十六) 聯合司令部... (六十七) 聯合司令部... (六十八) 聯合司令部... (六十九) 聯合司令部... (七十) 聯合司令部... (七十一) 聯合司令部... (七十二) 聯合司令部... (七十三) 聯合司令部... (七十四) 聯合司令部... (七十五) 聯合司令部... (七十六) 聯合司令部... (七十七) 聯合司令部... (七十八) 聯合司令部... (七十九) 聯合司令部... (八十) 聯合司令部... (八十一) 聯合司令部... (八十二) 聯合司令部... (八十三) 聯合司令部... (八十四) 聯合司令部... (八十五) 聯合司令部... (八十六) 聯合司令部... (八十七) 聯合司令部... (八十八) 聯合司令部... (八十九) 聯合司令部... (九十) 聯合司令部... (九十一) 聯合司令部... (九十二) 聯合司令部... (九十三) 聯合司令部... (九十四) 聯合司令部... (九十五) 聯合司令部... (九十六) 聯合司令部... (九十七) 聯合司令部... (九十八) 聯合司令部... (九十九) 聯合司令部... (一百) 聯合司令部...

一、日本軍及民間航空所管當局ハ一切ノ日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
二、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
三、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
四、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
五、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
六、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
七、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
八、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
九、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
十、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
十一、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
十二、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ
十三、日本國ノ陸軍、海軍及非軍用航空機ヲ遣テ其ノ處理ニ關シ

印刷局